

制度を**拡大・延長**しました!

拡大!

対象経費

令和2年4月～
令和2年12月までの減額家賃等

令和2年4月～
拡大後
令和3年3月までの
減額家賃等

拡大!

限度額

1店舗等につき、20万円/月の最大3か月分
(1オーナーの限度額1,000万円)

1店舗等につき、
拡大後
20万円/月の最大6か月分
(1オーナーの限度額2,000万円)

延長!

申請期間

お急ぎください!

令和2年8月19日(水)から **令和3年1月31日(日)まで**

※郵送の場合は当日までの消印有効

補助率

1店舗等につき、減額家賃等×2/3

一度申請いただいた同一店舗の追加減額については
手続きがより簡単に! (詳しくは事務局まで)

広島市テナントオーナー支援事業とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたテナント店舗・事務所の家賃等について、
2割以上の減額を行うオーナーの皆様を対象とした補助制度です。

- **すでに減額した家賃等** (令和2年4月以降の家賃等に限る) も対象です!
- 店舗等が広島市内にあれば、**広島市外にお住まいのオーナーも対象**となります!
- 感染症の影響等で生じた**空き店舗への新規入居者の家賃減額も対象**となります!

まずは事務局までご相談ください!

お問い合わせ

広島市テナントオーナー支援事業事務局 (コールセンター)

〒730-0031 広島県広島市中区紙屋町 2-2-2 紙屋町ビル 2階

TEL.082-236-3738

詳しくはWEBをご確認ください。

広島市テナントオーナー支援事業

検索

受付時間 9:00～17:30 (土・日・祝・12月26日～1月3日は除く)

<https://hiroshima-city-tenantownershien.jp>



お急ぎください!

申請方法及び申請書類

【申請方法】**WEB**または**郵送**によりご申請ください。

(事故防止等のため、簡易書留等、郵便物が追跡できる方法での送付についてご協力をお願いします)

上記申請が困難な方のため、別途、予約制の「申請サポート窓口」を設けサポートを行います。
一度申請いただいた同一店舗の追加減額・申請については**手続きが簡単になります!**

申請書類

新規申請の場合

- ① 補助金交付申請書
- ② 誓約書(暴力団関係者でないこと等)
- ③ オーナーとテナント事業者の補助金申請に関する合意確認書
- ④ 対象物件に係る登記事項証明書等の写し
- ⑤ 賃貸借契約書等の写し
(減額前・減額後の賃料等を証するもの)
- ⑥ 通帳の写し(補助金の振込先確認+減額後の賃料の入金確認)

同一店舗の追加減額・申請の場合

- ① 補助金交付申請書
- ③ オーナーとテナント事業者の補助金申請に関する合意確認書
- ⑤ 賃貸借契約書等の写し(追加減額分)
(減額後の賃料等を証するもの)
- ⑥ 通帳の写し(減額後の賃料の入金確認)

※⑤は提出済み書類で確認できる場合は不要です。

※提出済み書類で確認できないものがある場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※不動産会社等へ申請書の提出を委任する場合は、委任状が必要

※補助金交付決定後に家賃等を減額する場合は、減額後に賃料の入金が記載された金融機関の通帳の写し等を提出



申請者確認

法人の場合

不要

個人事業者の場合

運転免許証等の写し

(個人事業者の本人確認書類)

※申請書に記載の国税庁法人番号で確認します。

申請の流れ

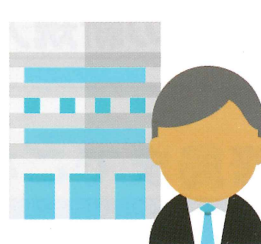
(支援対象店舗等)



テナント(賃借人)

申請者

(補助対象者)



オーナー(賃貸人)

① 家賃減額契約

② 申請

③ 補助



お問い合わせ

広島市テナントオーナー支援事業事務局(コールセンター) 詳しくはWEBをご確認ください。

〒730-0031 広島県広島市中区紙屋町2-2-2紙屋町ビル2階

TEL.082-236-3738

受付時間

9:00~17:30
(土・日・祝・12月26日~1月3日は除く)

広島市テナントオーナー支援事業

検索

<https://hiroshima-city-tenantownershien.jp>

